

第5回高知市事前復興まちづくり計画策定検討委員会 議 事 録

- ・日 時：令和8年5月14日（木）9:30～12:00
- ・場 所：高知市役所本庁舎6階会議室

・出席者

委員	京都大学防災研究所 教授 高知大学 教授 高知市開発審査会 委員長 高知県建築士会 理事 高知商工会議所女性会 副委員長 高知市農業委員会 高知市立自由民権記念館 館長 NPO 法人福祉住環境ネットワークこうち 理事長 高知市自主防災組織連絡協議会 会長 下知地区減災連絡会 会長 潮江東地域内連携協議会 副会長 潮江東地区連合防災会 会長 高知市小中義務教育特別支援学校長会 潮江南小学校 校長	牧 紀男（委員長） 原 忠 （副委員長） 本山 幸一 土居 純子 中田 陽子 池澤 誠（代理出席） 筒井 秀一 笹岡 和泉 皆本 隆章 渡辺 智美 中川 弘子
オブザーバー	国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長 高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課 事前復興室 室長 UR 都市機構 西日本支社 都市再生業務部 まちづくり支援室 室長	藤井 彰俊 有光 郷司 細田 知明
事務局	高知市 防災対策部 防災政策課 地域防災推進課	久松副部長 山中課長、戸田副参事 國久課長補佐、宮中係長 西村係長 中山課長他3名

注：発言順でない箇所あり

1 開会

- ・副部長あいさつ
- ・委員紹介

2 議題

(1)地区別事前復興まちづくり計画（案）について

【五台山・高須地区について】

委員：具体的な移転案が明記されると、住民が「今すぐ立ち退かなければならないのか」と過度な不安を抱いてしまう懸念がある。情報が独り歩きして誤解を招かないようお願いしたい。あくまでこれは「発災後の復興のための備え」であること、そして「津波リスクに対応するための計画」であることを、ワークショップの場などで丁寧に説明を行っていると同っているが、特にこの三地区については、地域がフォーカスされているので、地元へのケアをお願いしたい。また、ワークショップを終えた他地区の状況についてもお聞きしたい。

事務局：ご指摘の通り、移転に関しては様々なご意見をいただいている。ワークショップ開催前の事前説明やワークショップ当日の説明においても、誤解を招かないよう丁寧に進めていきたい。ワークショップの状況だが、今のところハレーションなどはないが、やはり移転等の範囲内に居住されている方は不安を抱えているため、ワークショップの中で丁寧に説明し理解を得ながら進めている状況である。

委員：対応案について否定するものではないが、留意していただきたい点はいくつかある。9ページの図にある「甚大被害家屋の移転」について、「甚大被害」とは建物のどのような状態を指すのか、この地域だけがどうしてこのような対応になるのか丁寧に説明をお願いしたい。次に二線堤の整備だが、舟入川下流域のような住宅や工場が密集し、道路が非常に狭いエリアにおいて、盛り土構造の二線堤が本当に実現可能なのか。最後に、ゾーニングで市街地とされているエリアは、地震時の液状化リスクが極めて高い。単に元の姿に復旧するだけでなく、発災後に迅速な代替住宅をどう確保するかなど、生活再建までの具体的なシナリオを検討しておく必要がある。高須公園等の防災拠点についても、地盤対策を含めた俯瞰的な目線で検討が必要である。

事務局：甚大な家屋被害については、東日本大震災の事例に基づいた浸水深との関係性の資料を作成しているため、地元で丁寧に説明を行い、理解を深めていきたいと考えている。二線堤の用地については、マンションが堤防沿いに立地している場所は用地が無いため、堤防法面を利用した構造としている。事業化する際はそういった構造の課題もあるが、住民の方から意見をいただくためにイメージ図として作成している。液状化については、事前、事後対策共に大変困難であることを能登地震からも学んでいる。地盤改良も当然必要となってくるため、そういったことも住民の方へ丁寧に説明を行っていききたい。

委員：タナスカ石油基地について記載があるが、石油基地について危機感を抱いている方もいる。発災後も既存工場等の事業再開を支援とあり、現地復興となっているが、災害が発生した時に影響がないような指導や準備なども考えて進めていただきたい。

事務局：タナスカ石油基地の津波による火災対策は現在、県が瓦礫による津波火災が発生しないように、堤防の嵩上げを実施している。中央地区においても同様意見をいただいております、住民の方の不安が無いように説明を行っている。

委員：火災リスクについて、延焼火災による文化財への影響などは懸念事項として再認識した方が良い。タナスカ地区の護岸については、現在、国土交通省が浸水時の被害を軽減する整備を進めているが、万が一被災した場合にどのような対応をとるべきか。被災しないとしても、タナスカに限らず五台山の文化財が集中している地域においても、火災リスクは懸念すべきである。

委員長：「二線堤」について、河川堤防を一線目、背後の盛り土を二線目と呼ぶ整理が住民にとって分かりにくいいため、丁寧な説明が必要である。また、10ページの直立堤について、スーパー堤防のようになだらかに整備する手法も考えられ、盛り土による整備についても地下水位を下げれば液状化対策に寄与する可能性もあるかと思う。次に、牧野植物園の長江圃場を移転先候補地としているが、文化的資産としての価値から反対意見が出る懸念がある。最後に、今回の地区は平面図だけでなく断面図での理解が不可欠であり、川との接続や盛り土の形状など、断面形態の説明は非常に難易度が高い。宮城県名取市や南三陸町の事例などを提示し、住民が具体的なイメージを持てるよう工夫すべきである。

委員：ワークショップでは、県立美術館や牧野植物園など、高知市が所管していない施設も話題に上がると思うが、そういった他機関との調整について整理できているのか。

事務局：市内部だけでなく他機関と連携できるよう調整することは必要だと考えている。現在行っているワークショップでも、他機関が所管している施設に関する意見が出た際は、協議を行っている。

【大津・介良地区について】

委員：31ページの「農地ゾーン」に「農地の迅速な復旧」とあるが、現在、水路や農道などの農業用インフラが老朽化していることが問題視されている。被災後の除塩作業なども重要だが、加えて、この農業用インフラの復旧や新たに整備するような内容を計画に組み込むことを検討してほしい。

事務局：農業用インフラの老朽化については、平時から管理しているそれぞれの部署が、被災後の改築等を検討していく必要がある。24ページの方向性の箇所でも、こういった早期復旧に伴う施設の改善について記載している。なお、今回いただいた意見について、関係部署へ情報共有していきたいと思う。

委員長：この地区は、圃場整備は終わっているのか。

委員：圃場整備はかなり前に行われているため、老朽化が進んでいる。

委員：この地区は、国分川、舟入川、下田川といった河川から氾濫することが想定されていると思うが、これらの河川堤防の管理責任について、国、県、市のどこが担当し、被災後にどこが復旧を行うのかを教えてほしい。また、本計画において狭隘道路を拡幅することは、火災発生時の消防・救急車両の進入路確保等の観点から極めて有意義であると考えているため、他地区においても優先的に検討を進めてほしい。

事務局：狭隘道路については、重要課題と認識している。道路拡幅の事業を行う際、被災前だと行政負担や住民合意の難しさなど多くの課題があるが、被災後であれば、財源確保等の面で事業を行いやすいため、本計画の復興パターンとして検討している。しかし、ワークショップで道路拡幅に関する要望が上がった際には、関係課に共有し、平時から事業化できないかなどを検討している。

オグザバー：浦戸湾に流入する河川はすべて県管理であり、地震により堤防が損傷・損壊した場合には、県において災害復旧を実施することとなる。甚大な被害が生じた場合、全区間の即時復旧は困難な面もあるが、発災後の大雨等による二次災害を防ぐため、速やかに堤防の復旧に取り組めるよう備えていきたい。併せて、既存の堤防が被災しないよう強化する工事も進めているため、そちらも全力で取り組んでいきたいと考えている。

委員長：今の堤防の高さについて、L1津波に対応した高さを既に確保できているのか。

オグザバー：堤防の高さの考え方について、元々長期浸水対策として堤防の高さを設定して整備を進めていた。現在は、公表されたL1地震の津波高に対応するために、海側からの堤防整備が進んでおり、河川側の堤防についても、今後、下流である海側の整備高に合わせ、上流に向かって連続的に整備される計画である。物理的に下流より上流が低くなることはないため、基本的には海側で設定されたL1対応の高さが、河川側にも反映されるものと考えてよい。

委員：高知市における浦戸湾周辺は、川に囲まれているという地理的な特性から、津波に対して非常に大きなリスクを抱えている。議論の対象となっている国分川・舟入川・下田川という3つの主要河川においても、それぞれリスクを抱えており、これらの課題に対し、現在は主に二つの対策を軸として事業が推進されている。まず一つ目は、津波の流入量そのものを抑制する対策であり、これは国土交通省と県が連携し、「三重防護」の考え方に従って、浦戸湾の入り口部分で海水の侵入量を物理的に減らすことを大前提として進めている。二つ目は、既存堤防の耐震化対策で、万が一の越流に備え、護岸が大きな被害を受けないよう、粘り強く耐える構造への強化を県が鋭意進めてきた。当初、長期浸水対策として始まった10年計画については、県土木部の尽力によりか

なりの前倒しが進み、主要な箇所は概成している。現在は、まだ手付かずの箇所や新たに課題となっているポイントについて、今年度を含め、今後どういう考え方で進めていくのが適切か、まさに整理をしているという段階である。

委員長：26 ページに二線堤の断面図があるがその高さは今後整備される L1 対応の河川堤防の高さを想定しているのか。

事務局：本計画における津波シミュレーションの浸水深の約 1.5 倍の高さを想定している。なお、国分川の堤防の L1 対応の整備をしており、津波シミュレーションの浸水深の 1.5 倍以上の高さとなっている。

委員長：河川堤防の高さについて、現状の高さと比較して復興の際はどうか、ワークショップ等で丁寧に説明してほしい。

委員：この地区は、農地の生産環境の復旧を含め、被災後のなりわいをどう立て直すかが復興の最大の焦点となる。また、住居と工業地が混在している地域のあり方について、発災時の対応を事前に整理しておく必要がある。資料では「修復型市街地」として現状を活かす案が示されているが、必ずしも現状維持に固執する必要はない。ワークショップ等を通じて住民や農業者の意向を丁寧に汲み取り、場合によっては、既存の考え方を転換してでも、真に住みやすいまちの姿を検討していただきたい。併せて、計画全体における盛土材の確保についても大きな課題がある。東日本大震災でも土の確保には非常に苦慮した経緯があり、当地区の二線堤や嵩上げだけでなく、他地区の整備分を合わせれば膨大な土量が必要となるが、これを本当に高知市内で確保できるのかという根本的な懸念がある。現時点で想定することは難しいかもしれないが、有事に確実に土を確保できるよう、今から具体的な調整や検討を進めておくべきである。

事務局：周辺企業に事前ヒアリングを行ったところ、概ね「現地再建」を希望する企業が多いという結果を得ている。こうした意向も踏まえ、ワークショップ等で地域の方々に問題提起をしながら計画策定を進めていきたい。

土量の確保については、参考資料の 10 ページに示しているとおり、全地区で合計 600 万～800 万立方メートルという膨大な量が必要になると試算しており、極めて重大な課題であると認識している。対策として、東日本大震災の事例を参考に「建物の瓦礫の再利用」を検討するほか、広域的な土の確保、さらには他地区の高台移転に伴う「山切りの土の流用」など、複数の手段を検討している。

委員：資料にある津波浸水想定図は、三重防護等の堤防強化が完了した後の想定ということでよいか。

事務局：その通りである。

委員：参考資料 10 ページにある「公共残土」とは具体的にどのようなものか。また、これは現時点で市がストックとして確保している土量という理解でよいか。

事務局：公共残土とは、市や県の公共工事に伴って発生した土のことである。現時点でその全量を保管・所有しているという意味ではなく、発生した土量の実績値を出している。

委員長：道路の 4 メートル拡幅について、建物が倒壊しなかった箇所は用地買収や移転補償を行って事業を進めることになるのか。

事務局：現在実施している狭隘道路拡幅整備事業では、予算の制約等から寄付を前提としているが、被災後の復興事業においては、建物が残存している場合であっても、事業による用地買収や移転補償を含めた形での整備を行うよう想定している。

【布師田・一宮地区について】

委員：40 ページの西側の移転候補地 B について、地盤の問題などを踏まえ、移転先として適切であるかを事前に調べておく必要があるのではないか。

事務局：41 ページに詳細図を掲載しているが、本移転候補地は西側にポンプ場が隣接し、周囲を水路に囲まれている立地から、地盤が軟弱である可能性を想定している。地区内に確保できる公共用地が限られているため候補地として選定したが、被災後は、地盤調査等を実施し、移転先として適切であるか十分に精査する必要があると考えている。

委員：39 ページの「復興まちづくりの方向性」を見ると、他の地区で盛り込まれている「福祉」、「医療機能」に関する文言の記載がないのはなぜか。また、道路拡幅の事業について、多くの人は理解していると思うが、拡幅する理由を明確に記載してほしい。

事務局：「福祉」、「医療機関」に関する文言については、地区に施設が少ないことから記載していなかったが、必要な対策のため追記する。また、道路拡幅の事業を行う理由について、42 ページに 2 つの理由を記載している。ワークショップでは、丁寧に説明したい。

（その他の意見）

委員：潮江東小学校区で全 3 回のワークショップが終了したが、移転や土地区画整理事業、道路拡幅事業の対象となる場所の地権者の声を直接聞かなければ、周辺住民の肯定的な意見のみが先行し、当事者の反発を招く恐れがあると感じた。今後、他地区でワークショップを開催する際には、対象となっている方々への積極的な呼び掛けを行っていただきたい。

事務局：これまでもそういった方々にご参加いただくよう案内を行ってきた。今後も、より多くの方々に参加いただけるよう案内を強化したい。

委員：今回の報告のように、住民自身の意見が実際に計画へ反映されるプロセスを事前に周知することは、事前復興を自分事として捉える大きな契機になると考えられる。三里地区の事例を他地区でも積極的に発信し、住民の参画意識を高める工夫をしていただきたい。自身がワークショップ参加者として関わる地区においては、保護者世代の参加率が低く、危機感を抱いているため、学校としてもなにか発信できないかと考えている。

事務局：三里地区の事例を他地区へも紹介していく。学校からの発信についても、協力を願いたい。

委員：盛土について、どのような土が適しているのか教えていただきたい。また、参考資料の10ページの公共残土について、県内のみならず四国全体での広域的な融通は検討できないか。現在四国内で進められている高速道路建設等の公共事業では多量の残土が発生しており、その処分コストが大きな課題となっているため、これらを復興用の土砂として有効活用できないか検討していただきたい。

事務局：土量については、四国全域を含め広域的な活用を検討する必要がある。また、四国内で進められている公共事業によって発生している残土について、平時から活用が必要であると考えられており、被災後も活用を検討する必要があると考えている。

オグザバー：盛土材の確保に関して、残土が今どこにどれだけあるかをオンタイムで把握することが本質的に重要である。本計画において、各地区でどの程度の土量の需要があるか、またそれを実際に確保できるかという問題に対し、発災時に残土がどこにあるかを即座に把握できる体制が必要である。これは事前復興計画のみならず、平時の道路事業等においても重要な事項であるため、情報の把握状況について、組織内でも改めて確認を行う。

オグザバー：「残土」という表現について補足するが、土木分野では一般に「建設発生土」と呼称している。現在、国・県・市町村が実施する事業においては、土砂の発生量と受入先を管理するデータベースを運用し、年度ごとの需給に関する情報交換を行っている。県内の事例としても、国直轄事業と県事業の間で、発生土の相互利用等をリアルタイムに実施している。したがって、残土は特定の場所に山として備蓄されているわけではなく、常に各現場を流動的に動いているものであり、本計画のように、発災後に一時に大量の盛り土を必要とする場合には、この需給調整が極めて高度なものとなることを認識していただきたい。

委員：盛土の性質について、供用目的に応じた締固め度等の基準が厳格に定められている。再生土をそのまま盛土材として利用することは技術的に困難な面があり、適切な性質を確保するためには、化学的処理や分離など適切な処理が必要となるため、トンネル工事で発生したズリ等の異なる土の材料との配合といった工程が不可欠である。特に津波堆積土等は取り扱いが難しく、再利用にあたっては高度な処理が必要となるため、東日本の実績でも利用が限定的である。

委員：計画案には「農地の迅速な復旧」といった表現が用いられているが、農業の再開に向けた現実的な課題として、「除塩」について記載するなど、より具体的に踏み込んだ記載を検討できないか。

事務局：参考資料の18ページから22ページに、過去の大規模災害時における産業やなりわい再建の事例を載せている。農業関係者への説明の際には、これらの資料を用いて意見交換を行いながら意見を徴収しており、今後も実態に即した説明方法や記載内容について検討を進めていきたい。

委員：迅速な復興を実現するためには、その前段階である応急復旧が重要である。災害廃棄物の置き場や資材の置き場等の用地確保の状況が不明であるため、ワークショップ等を通じて、各地区でどれくらいの用地が必要で、現状どれくらいの用地が確保できているのかを住民に周知すべきである。また、応急仮設住宅の用地についても、各地区でどれだけ必要であるかをあらかじめ特定し、地権者の協力体制を含めリストアップしておくなど、発災後の早急な対応をお願いしたい。

事務局：仮設住宅用地の不足について、重要な課題であると認識している。そういった、応急復旧に関する課題等も今後ワークショップ等で丁寧に説明していきたい。

委員長：災害公営住宅等の建設予定地としている場所を応急仮設住宅用地として使用してしまうと、本来の目的である復興公営住宅等の円滑な整備に支障を来す恐れがある。ワークショップにおいて、復興のために確保しておくべき土地と応急的に使用する土地の切り分けを丁寧に説明してほしい。

委員：人口減少や高齢化が進む中、事前の準備として、将来的な土地利用の意向をあらかじめ把握しておく仕組みが必要ではないか。ワークショップ等を通じて、被災後に自身の土地などを復興のために寄付するといった意思を事前に確認できるような制度を検討されたい。また、盛り土に要する土砂の確保に関し、市や県が所有する山林等の公有地から土砂を提供できるような広域的な制度を構築できないか。

事務局：事前の準備として用地確保は重要である。現在、住宅政策課において「応急仮設住宅建設協力用地」の登録制度を運用しており、小数ながら民間地権者からの協力も得ている。また、盛り土用の土砂を確保しておくことは、置き場所や維持管理など様々な問題があり困難である。

委員：本計画の役割は、復興に必要な施策を市の方針として明確に示すことにある。住民や農業関係者の意向を丁寧に聴取することは重要だが、一方で多様な意見に対する混乱や策定の遅延も懸念される。本検討委員会等を通じて多様な意見を集約し、一度決定した方針については、行政としてブレることなく一貫性を持って住民に伝え、事業を推進していく強い姿勢が必要である。また、盛土材の確保について、仮設資材等であれば事前の協定等により調達の仕組みを整えることは比較的容易だが、土砂は流動的な資源であり、必要な時に常に確保できるとは限らない。具体的な需要が把握

されていれば、他事業等で土砂が発生した際に迅速な手当が可能となるため、各地区で必要となる土量等をあらかじめ明確化しておくことが先ほどの質問に対する答えと思料する。

委員長：今、住民の方と一緒にこういう街にするという計画をつくっている。次のステップとして、今後、行政内部でどのように実現していくのかをぜひ検討していただきたい。また、能登半島地震の事例では、瓦礫の発生（解体）と再利用の時期が一致しないため、現在は仮置き場に集積されている状況にある。コンクリート瓦礫等を盛り土材として再利用する場合には、品質管理が不可欠であり、どの程度の品質まで高めて供給するかという点について、需要側との調整が重要となる。

(2) 事業スケジュールと経過について

発言なし

(3) 三里地区 地区別事前復興まちづくり計画（案）について

委員：三里地区の計画書案と同様のものを各地区で策定し、それらを束ねる形で「全体的な計画」が上位に位置づけられると理解している。その計画案の修正や改定について、どのようなイメージやタイムスパンで実施していく想定か伺いたい。

事務局：計画の改定については原則として10年程度を想定しているが、人口減少や社会情勢の変化、被害想定の見直し等に合わせて臨機応変に対応していく必要があると考えている。住民から見直しの要望が上がるなど、情勢の変動があれば、期間にとらわれず柔軟にブラッシュアップを検討していく方針である。

委員：自身が所属している下知地区においては、事前復興を含む地区防災計画を既に作成済みで、実情に合わせて2～3年ごとに内容のブラッシュアップを行っている。本計画についても、「一度策定すれば10年間は据え置く」といった固定的な考え方ではなく、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化などを踏まえた対応をお願いしたい。

委員：いつ起こるか分からない災害に対し、計画を風化させず、行政・住民双方がその存在と内容を常に理解しておくことが重要である。改定のスパンは一定の間隔になるとしても、平時から計画を「活きたもの」として維持し、発災時に行政がブレることなく迅速に事業を推進できる体制を整えておく必要がある。こうした継続的な取り組みが、結果として地域の防災力を高める好循環を生むものとする。

委員長：計画書の表紙やタイトルにおいて、本計画が「高知市の行政計画」であることを明確に位置づけるべきである。その上で、改訂に関することや地区独自の取り組み策定プロセスを具体的に記録として残してほしい。

委員：計画を策定した後、住民にどのように共有・報告されるのか。

事務局：策定後の計画書については、各地区のふれあいセンター等の拠点施設に備え置くことを予定している。また、内容を簡潔にまとめた「概要版」を作成し、ワークショップの参加者や希望者へ配布することを検討している。あわせて、自主防災組織の総会等の機会を捉え、計画の内容が風化しないよう、継続的な周知活動に取り組んでいきたい。

委員：計画を策定した後、市内部の部局ほどのタイミングでどのように共有するのか。また、共有された部署内で話し合いなども行われるのか。

事務局：計画が策定された段階で、まずはその内容を庁内へ周知するとともに、全地区完了後にはホームページでの公開を含め、広く内外へ共有していく。合わせて、復興基本方針の中にある復興手順書の改定や見直し等のタイミングで、他部局との協議や議論を重ねていきたい。

委員：本計画案で提示された各案の事業費は、数百億円規模となっており、人口減少社会において身の丈に合った復興を望む声や、計画の合理性を問う意見も住民から出されているが、財源の裏付けについて、住民がどの程度安心してよいのか確認したい。ワークショップ等においても、市や国の財政的な制約や判断基準など、行政側の都合等も丁寧に説明し、住民が現実的な選択をできるような材料を提供すべきではないか。

事務局：莫大な復興事業費に対し、財源確保は極めて深刻な課題である。過去の震災でも国の補助率は一定ではなく、東日本大震災では100%、熊本地震では約80%の補助率だった。常に市による費用負担のリスクが伴う。経済性や合理性を見極めつつも、住民の意向を尊重しながら計画を進める必要がある。実際の復興事業は、被災後に改めて国の承認を得る必要があるため、現時点ですべての実施を確約できるものではない。本計画では、浸水深2メートルを基準とした移転判断など、客観的で妥当性のある「コンセプト」をあらかじめ定めることで、被災後の円滑な採択を目指している。また、国は復興事業が被害と直接関連しているか、再被災防止に有効かを厳格に審査する。住民要望に対し、何でも「ついでに」整備できるわけではないという行政側の制約についても、ワークショップ等を通じて住民に正しく伝えていきたい。

オブザーバー：事前復興まちづくり計画の位置づけを住民に正しく理解していただくことが重要である。本計画はあくまで現時点での「案」であり、実際に予算が確定するのは、発災時の当事者がこの案をベースに議論し、具体的な形が決定した段階となる。そのため、現時点で確実な予算規模を決めることは困難である。一方で、まちづくり計画によってある程度の予算規模が可視化されていることは、非常に大きな意味を持つ。市が算出した概算規模をあらかじめ県を通じて国に伝えていただくことで、国側では将来必要となる予算の積み上げが可能となる。これにより、財務省に対する予算要望が非常に具体的かつ円滑に行えるようになる。

委員：本計画に盛り込まれた内容は国や市が実施する「公助」の事業であるが、これを一つの「きっかけ」として、住民が自ら意思を持ち、民間の知恵や制度を活用して集団移転等を検討するような「自助」の動きを誘発することが重要である。行政の提示した案をそのまま踏襲することだけが目的ではなく、地域活性化や自発的なまちづくりを促す仕組みとして機能すべきである。本委員会のように、商工・建築・農業など多分野の委員が様々な観点から議論できる場は極めて貴重である。今後もこうした対話の場を継続し、自らの力で復興のあり方を考えられるような情報提供や案内ができるよう工夫していただきたい。

委員：現在の計画書では、住宅のバリアフリー化など要配慮者に関連する記述が各所に散在しているが、要配慮者に関する計画を一項目に集約して明記することで、当事者が安心感を持てるような構成にしていきたい。また、他県の事前復興計画において、要配慮者に関する記述がどの程度盛り込まれているものなのか。本計画に含めるべき範囲の判断材料として、具体的な事例や傾向があれば教えていただきたい。

事務局：要配慮者の視点は、防災対策にとどまらず、復興後のまちのあり方を決める「グランドデザイン」において極めて重要な要素である。地区別事前復興まちづくり計画のベースとなる上位の復興基本方針との整合性を図りつつ、要配慮者の視点をより明確な形で整理し、計画に反映させたい。

委員長：一般的な事前復興計画の構造では、市全体の上位計画で福祉の視点を網羅し、地区別の計画では具体的な「基盤整備の図面」等に主眼が置かれるため、他県では地区別計画にまで詳細に書き込まれる例は少ない。しかし、高知市は全国のトップランナーとして地域住民との対話を重ねており、この地区別計画の中に要配慮者の視点を積極的に盛り込んでいくことは、先進的な取り組みとして非常に価値がある。

委員：福祉に特化した形でのまちづくり検討は全国的にも珍しいが、将来のまちの姿を描く上で、要配慮者や次世代が地域に共存する姿を一部に書き込んだ事例はある。福祉の視点からの提言は非常に重要であるため、高知市として本計画の中で「福祉」に焦点を当てた記述を強化することは、極めて意義深いのではないか。

委員長：全地区を合わせた概算の総事業費はどの程度の規模になるのか。

事務局：現時点での積算では、全地区合計で約 1,600 億円から 3,000 億円という極めて巨額な規模となっている。

3 閉会